

# 『低圧電気取扱作業特別教育』実施要項

主催 一般社団法人 郡山労働基準協会

労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条の規定に基づく、低圧電気取扱作業に係る特別教育を実施いたします。

事業者は、低圧電気取扱作業の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を行わなければなりません。

標記特別教育を、事業者に代わり下記により実施いたしますので、該当事業場におきましては、受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 **平成29年8月29日(火) 8:50~17:20**

2. 会 場 一般社団法人 郡山労働基準協会 2階 研修室  
(郡山市富久山町久保田字久保田157-1 TEL024-932-3266)

3. 受講料等

|     | 受講料等(消費税込)①+② | ①受講料(消費税込) | ②テキスト(消費税込) |
|-----|---------------|------------|-------------|
| 会 員 | <b>7,128円</b> | 6,480円     | 648円        |
| 非会員 | <b>8,208円</b> | 7,560円     | 648円        |

4. 申込締切日 **平成29年8月22日(火)[定員になり次第締切ります。]**

5. 定 員 **48名**

6. 申込方法 <窓口><現金書留><FAX><インターネット>いずれかでお申込みください。  
※締切日までに入金ください。なお、送金手数料はご負担お願いします。入金を確認次第、受講票を送ります。  
【ホームページアドレス】 <http://www.klss.or.jp/>  
【振込先】東邦銀行桑野支店 普通預金185986  
シャ)コオリヤマロウドウキジュンキョウカイ  
※電話でのお申込みは受付けません。

7. 修了証 本講習修了者には、修了証を交付します。

8. 留意事項 1) 写真は講習当日、撮影室で撮影します。  
2) テキストは、講習当日配布。  
3) 受講票・筆記用具を必ず持参ください。  
4) 申込締切日以降の取消しの場合、受講料の返却はしませんが、受講者の変更は可能です。  
5) 遅刻、早退、一時退出者には、修了証は交付しません。  
◆ 実技は、厚生労働省告示規程による。  
ただし、実技教育は行わないので、実技教育は予め自社において実施の上、受講申込をすること。実技教育についての事業主証明書(原本)を受講申込時に添付する。  
なお、受講申込をFax等で申込んだ者は、申込と同時に原本を郵送願います。

9. 建設労働者確保育成助成金 講習を開始する日の原則2か月前から1週間前までの計画届出期間があります。  
詳細な事務手続きについては、労働局又はハローワークへお問い合わせください。

【個人情報について】 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、本講習以外には使用いたしません。

FAX 024-939-0020  
(一社)郡山労働基準協会 行

|               |      |   |
|---------------|------|---|
| 会員・非会員(該当に○印) |      |   |
| 平成29年 月 日     |      |   |
| 受講料           | 銀行振込 | / |
|               | 現金   | / |

## 8/29 低圧電気取扱作業特別教育 受講申込書

| フリガナ<br>氏 名 | 生年月日      | 職種又は職名 | ※受講<br>番号 |
|-------------|-----------|--------|-----------|
|             | 昭・平 年 月 日 |        |           |
|             | 昭・平 年 月 日 |        |           |

注記1) 受講申込書作成は、住民届のとおりご記入願います。

2) ※の欄は記入しないで下さい。

平成 29 年 月 日

郵便番号 〒 — 事業場所在地

事業場名 担当者名

電話番号 ( ) — FAX番号 ( ) —

一般社団法人 郡山労働基準協会 殿

下記の証明書についてはもれなくご記入をお願いします。

### 低圧電気取扱作業実技教育修了証明書

| 氏 名 | 本籍(県) | 生年月日 | 現 住 所 |
|-----|-------|------|-------|
|     |       |      |       |
|     |       |      |       |

上記の者は、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上(開閉器の操作の業務のみを行う者については1時間以上)の実技教育を修了していることを証明します。

平成 29 年 月 日

〒

事業場所在地

事業場名

代表者氏名

電話

㊞